

環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	附属書VIの成立経緯	一
2	附属書VI締結の意義	二
3	附属書VIの締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	三
5	我が国が行う適用の除外	四
二	附属書VIの内容	四
1	適用範囲(第一条)	四
2	定義(第二条)	四
3	防止措置(第三条)	四
4	緊急時計画(第四条)	四
5	対応措置(第五条)	四
6	責任(第六条)	五
7	訴えの提起(第七条)	五
8	免責(第八条)	六
9	責任の限度額(第九条)	六
10	国の責任(第十条)	六
11	保険その他の金銭上の保証(第十一条)	六
12	基金(第十二条)	六

13	改正又は修正（第十三条）	六
三	附属書VIの実施のための国内措置	七
（参 考）		八

1 附属書VIの成立経緯

(1) 南極条約は、昭和三十四年（千九百五十九年）に我が国、米国、英国、フランス、ソ連（当時）等十二箇国により採択され、昭和三十六年（千九百六十一年）に発効した。締約国数は、令和八年（二千二十六年）二月一日現在、五十八箇国である（我が国は、原署名国であり、昭和三十五年（千九百六十年）に批准した。）。同条約は、南極条約地域の平和的目的での利用（第一条）、科学的調査の自由及びそのための国際協力の促進（第二条及び第三条）、領土権の主張の凍結（第四条）、査察制度（第七条）等を規定する。締約国のうち、南極条約地域に基地を設置する等、科学的調査活動を積極的に実施してきている国（我が国を含む二十九箇国）は、南極条約協議国と称され、同条約に基づき定期的に南極条約協議国会議（以下「協議国会議」という。）を開催している。

(2) 南極条約を補足するものとして、南極の環境及び生態系を包括的に保護することを目的とした環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）が、平成三年（千九百九十一年）に特別協議国会議で採択され、平成十年（千九百九十八年）に発効した。締約国数は、令和八年（二千二十六年）二月一日現在、四十二箇国である。我が国は、平成九年（千九百九十七年）に議定書を締結した。

(3) 議定書については、その不可分の一部を成すものとして六の附属書が採択されているが、うち五の附属書は、発効済みである。附属書Ⅰ（環境影響評価）、附属書Ⅱ（南極の動物相及び植物相の保存）、附属書Ⅲ（廃棄物の処分及び廃棄物の管理）及び附属書Ⅳ（海洋汚染の防止）は、平成三年（千九百九十一年）に特別協議国会議で議定書とともに採択され、平成十年（千九百九十八年）に発効した。附属書Ⅴ（地区の保護及び管理）は、平成三年（千九百九十一年）の第十六回協議国会議で別途採択され、平成十四年（二千二十年）に発効した。

(4) 附属書Ⅵは、議定書において、締約国が南極条約地域において実施する活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成し議定書の附属書に含める旨規定されていることを受け、平成十七年（二千十五年）に第二十八回協議国会議で採択された。この附属書は、南極条約地域における環境上の緊急事態（偶然の事故であって、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及

ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるもの。具体的には、船舶の座礁に伴う燃料油の流出等を想定）の防止措置、環境上の緊急事態が発生した場合の対応措置、対応措置の費用の支払等について規定している。

- (5) この附属書は、採択の日の時点で南極条約協議国であった二十八箇国により承認された時に効力を生ずることとされているが、我が国を含む九箇国が未承認であるため、令和八年（二千二十六年）二月一日現在、未発効である。

2 附属書VI締結の意義

この附属書は、主宰者（南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人）（政府であるか非政府であるかを問わない。）が南極条約地域での活動中に環境上の緊急事態を引き起こした場合に、当該主宰者の締約国が当該主宰者に対し迅速かつ効果的な対応措置をとるよう求めることを義務化し、また、主宰者が対応措置をとらず、かつ、当該主宰者の締約国又はこの附属書の他の締約国が対応措置を代行した場合における費用の償還に係る責任を明確化するものである。この附属書は、環境上の緊急事態の予防を喚起するとともに、万一環境上の緊急事態が生じた場合にも、速やかに対応措置がとられることを確保することを目的としており、南極条約地域の環境への影響を最小限に抑えるようにするという意義を有する。

我が国は、毎年、南極地域観測隊を派遣し、昭和基地等を拠点に南極地域観測事業を実施しているところ、我が国の基地周辺で他国の主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態が発生し、又は我が国の南極地域観測隊が派遣の途次で他国の主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に遭遇した場合には、その場で必要な対応措置をとることとなる可能性は排除されない。この附属書は、仮に我が国の南極地域観測隊が当該対応措置をとった場合における費用の請求権の確保に資すると考えられる。

3 附属書VIの締結により我が国が負うこととなる義務

この附属書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼす可能性のある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付けること。
- (2) 我が国の主宰者に対し、南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成することを義務付けること。

- (3) 我が国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付けること。
- (4) 環境上の緊急事態を引き起こした我が国の主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらず、いずれかの締約国が対応措置をとった場合には、当該主宰者に対し、当該対応措置の費用の支払を義務付けること。
- (5) 国の機関である主宰者が、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払うこと。
- (6) 国の機関でない主宰者が、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、直接又は締約国を通じて、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払うことを義務付けること。
- (7) 我が国の主宰者が(4)から(6)までの責任に対応するため、適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付けること。

4 早期国会承認が求められる理由

この附属書は、南極条約により領土権の主張が凍結され、国際法上確立した領土権が存在しない南極大陸及び周辺海域における環境被害の防止及び環境上の緊急事態が生じた場合の実効的な対応が可能となるよう作成されたものである。特に近年、観光目的による南極大陸の訪問者及び周辺海域における船舶の航行が急増し、南極条約地域の環境に重大な影響を与え得る事故が発生するリスクが高まっている中、この附属書の早期発効は、国際社会における喫緊の課題となっている。我が国としても、この附属書の締結を行い、その発効に向けて貢献することが重要である。

また、我が国は、過去六十年以上にわたり毎年、南極地域観測隊を派遣し、南極条約協議国として一貫して南極条約体制の維持・発展に貢献しており、令和八年（二千二十六年）五月に広島市において三十二年ぶりに協議国会議を主催する予定である。責任ある南極条約協議国及び原署名国として南極条約体制を重視する姿勢を改めて示すとともに、過去の協議国会議で採択済みの法的文書の

発効に向けた他の南極条約協議国の対応を促すため、同会議までにこの附属書の締結の目途を立てる必要がある。

5 我が国が行う適用の除外

我が国は、この附属書について適用の除外を設ける予定はない。

二 附属書VIの内容

この附属書は、前文及び本文十三箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 適用範囲（第一条）

この附属書は、南極条約地域における科学的調査の計画、観光その他政府及び非政府の全ての活動であつて、南極条約の規定に従い事前の通告を必要とするもの（関連する後方支援活動を含む。）に関する南極条約地域における環境上の緊急事態について適用する。この附属書は、南極条約地域に入る全ての観光船について適用する。

2 定義（第二条）

「環境上の緊急事態」、「主宰者」、「対応措置」等の定義を定める。

3 防止措置（第三条）

各締約国は、自国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼすおそれのある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付ける。

4 緊急時計画（第四条）

各締約国は、自国の主宰者に対し、次のことを義務付ける。

(1) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

(2) 緊急時計画の作成及び実施について協力すること。

5 対応措置（第五条）

(1) 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること

を義務付ける。

(2) 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、対応措置をとることが奨励される。

6 責任（第六条）

(1) 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。

(2) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、とられるべきであった対応措置の費用を支払う責任を負う。

(3) 国の機関でない主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであったがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかったときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、直接又は締約国を通じて、とられるべきであった対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。

7 訴えの提起（第七条）

(1) 対応措置をとった締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、責任についての訴えを提起することができる。当該訴えは、当該主宰者が設立されており、又は当該主宰者の主たる営業所若しくは常居所が存在する一の締約国の裁判所のみ提起することができる。

(2) 各締約国は、自国の裁判所が訴えについての必要な管轄権を有することを確保する。

(3) 他の締約国が対応措置をとった場合における国の機関である主宰者としての締約国の責任は、締約国間で定める調査手続、議定書の規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従って決定される。

(4) いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合における国の機関である主宰者としての締約国の責任は、協議国会議によってのみ決定される。問題が解決されない場合には、締約国間で定める調査手続、議定書の規定及び該当する場合には仲裁に関する議定

- 書の付録の規定のみに従って決定される。
- 8 免責（第八条）
- 主宰者は、環境上の緊急事態が次の事項によって生じたことを証明する場合には、責任を負わない。
- (1) 人命又は人の安全を保護するために必要な作為又は不作為
 - (2) 南極の環境下においても例外的な性質を有する自然災害に該当する事象
 - (3) テロリズムの行為
 - (4) 当該主宰者の活動に対する交戦行為
- 9 責任の限度額（第九条）
- 各主宰者が環境上の緊急事態について責任を負う最高限度額を定める。
- 10 国の責任（第十条）
- 締約国は、この附属書の規定の遵守を確保するためその権限の範囲内で適当な措置（法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。）をとった限りにおいて、主宰者（当該締約国の国の機関である主宰者を除く。）が対応措置をとらなかったことについて、責任を負わない。
- 11 保険その他の金銭上の保証（第十一条）
- 各締約国は、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付ける。
- 12 基金（第十二条）
- 南極条約の事務局は、締約国が対応措置をとるに当たって要する合理的かつ正当な費用の償還に充てるため、基金を維持し、及び管理する。
- 13 改正又は修正（第十三条）
- この附属書の改正又は修正のための手続について定める。

三 附属書VIの実施のための国内措置

- 1 この附属書の実施のために、南極地域の環境の保護に関する法律の改正を必要とする。
- 2 この附属書の締結により、新たに分担金及び年次拠出金を支払う義務は生じない。

(参 考)

- 1 採択 平成十七年六月十四日 ストックホルムにおいて採択
- 2 効力発生 令和八年二月一日現在 未発効（採択の日の時点で南極条約協議国であった二十八箇国により承認された時に効力を生ずる。）
- 3 締約国 令和八年二月一日現在 二十二箇国
オーストラリア、チリ、コロンビア、チエコ、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ロシア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ